(趣旨)

第1条 市は、黒毛和牛肥育農家の経営安定及び優良肥育素牛の改良促進による 育種価の高い優秀な「三次産まれ三次育ち和牛」のブランド化を図ることを目 的として、和牛肥育農家が行う三次市肥育和牛導入事業に要する経費に対して、 予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、三次 市補助金等交付規則(平成16年三次市規則第65号)に規定するもののほか、 この告示に定めるところによる。

(補助対象牛)

第2条 事業の対象牛は、市内の肉用牛繁殖農家が生産し、三次家畜市場の子牛 せり市に上場した子牛(以下「補助対象牛」という。)で、肥育に供する黒毛 和種肉用牛とする。

(補助金交付対象者)

- 第3条 補助の対象となる者は、次に掲げる要件を満たすものとする。
 - (1) 市内に居住し、市内で肉用肥育牛を飼育している者(これから飼育しようとする者を含む。)であること。
 - (2) 個人経営者にあっては、世帯員全員が補助金の交付申請時に納付すべき納期限の到来した市税、料等(以下「市税等」という。)を完納していること。
 - (3) 法人にあっては、当該法人が補助金の交付申請時に納付すべき納期限の到来した市税等を完納していること。
 - (4) 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年法律第112号)に基づき、家畜排せつ物の管理が遵守されていること。

(補助金額)

第4条 補助金の交付額は、1頭当たり10万円を上限とする。

(補助金の交付要件)

- 第5条 補助金の交付要件及び遵守事項は、次のとおりとする。
 - (1) 補助対象牛は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。
 - ア 母牛要件 和牛改良組合員の飼養する繁殖雌牛で,次に掲げる(ア), (イ)のいずれかを満たすものとする。

- (ア) 育種価の判明していない 5 歳未満の雌牛から産出された子であること。
- (イ) 育種価が判明しており、脂肪交雑育種価が市内の平均以上であること。
- イ 父牛要件 和牛改良組合が推奨する種雄牛又は育種価判明種雄牛の場合 は脂肪交雑推定能力(BMS NO.) 7.0以上であること。
- (2) 補助金の交付決定の日から食用として出荷されるまでの間は、自らが所有し、適正な飼養管理を行うこと。

(補助金交付申請)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする者は、三次市肥育和牛増頭支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。
 - (1) 黒毛和種子牛登録証明証の写し
 - (2) せり市精算書の写し
 - (3) その他市長が必要と認める書類 (補助金交付決定)
- 第7条 市長は、前条の申請内容を審査のうえ適当と認めるときは、申請者に対して三次市肥育和牛増頭支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

- 第8条 前条の規定により補助金額の決定を受けた者は、遅滞なく三次市肥育和 牛増頭支援事業補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出するものとする。 (報告義務)
- 第9条 補助事業実施農家は、この事業により導入した補助対象牛を出荷したと きは、遅滞なく補助対象牛の生産農家に対し、枝肉成績を報告しなければなら ない。

(補助金の返還)

- 第10条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると きは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。
 - (1) この告示の規定に違反したとき。

- (2) 事業の実施について、不正の行為が認められるとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の返還を命じる場合は、三次市肥育和牛導入支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第4号)により補助金の交付決定 を取り消す通知をするものとする。

(書類の保存期間)

第11条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収支を明らかにした書類 を補助事業完了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年5月22日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(平成28年4月1日告示第83号抄)

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月29日告示第55号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に定める 規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第33条から第43条までの規定 平成29年3月30日
 - (2) 第72条の規定 平成31年10月1日附 則(令和2年3月16日告示第32号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第94条から第116 条までの規定は、令和2年3月30日から施行する。

附 則(令和3年4月1日告示第149号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月27日告示第99号)

この告示は、令和6年3月30日から施行する。